



令和6年分 所得税、市・県民税の申告 3月17日(月)まで

令和6年分(6年1月1日から12月31日まで)の所得税の確定申告、市・県民税の申告の受け付け・相談が始まります。3月17日(月)までに忘れずに申告しましょう。◎各申告の内容や会場、必要書類などを1～3ページでまとめました。

- ▶所得税の確定申告
電子申告、竜ヶ崎税務署での申告、市の申告会場での申告…p1・2
- ▶市・県民税の申告…p2
- ▶必要書類など…p2・3

所得税の確定申告

☎ 竜ヶ崎税務署 ☎66-1303

令和6年分の各種所得の合計額と所得税額を計算し、源泉徴収された税額などの過不足を精算する手続きです。申告会場での申告は、待ち時間が長くなることが予想されます。確定申告が必要な方は、e-Taxを利用した電子申告での提出にご協力をお願いします。※詳細は下の「電子申告」をご確認ください。

1 確定申告の必要がない方の例：次に該当する方は確定申告が不要です。

▶公的年金の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下▶給与所得だけで年末調整が済んでいる▶給与収入額が103万円以下▶所得合計額が48万円以下 など ※市・県民税の申告が必要な場合があります。

2 1に該当する方でも還付を受ける場合は確定申告ができます

令和6年中に、給与所得などから所得税を源泉徴収されていて、次に該当する方は、確定申告で所得税が還付される場合があります。

▶給与や公的年金などの源泉徴収票に記載されている内容のほかに、医療費控除や扶養控除などの各種所得控除を追加する▶年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けていない など

1月下旬に確定申告の申告用紙を配置・発送します

▶配置…竜ヶ崎税務署・市課税課・藤代総合窓口
※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などには配置しません。

▶発送…前年に確定申告をした方には、確定申告の申告用紙かお知らせの通知(はがきか封書)が竜ヶ崎税務署から発送される予定です。申告内容によっては発送されない方がいます。申告用紙の発送に関する詳細は、竜ヶ崎税務署(☎66-1303)にお問い合わせください。

◎市の申告会場で確定申告する場合は、国税庁が発行する「利用者識別番号」が必要です。すでに番号をお持ちの方(「確定申告のお知らせ」はがきなどに記載のある方)は、同じ番号を利用しますのでご持参ください。番号をお持ちでない方は、当日会場で職員が取得します。番号の取得に同意できない場合は、申告の受け付けはできません。

電子申告：所得税の確定申告は、便利なe-Taxで！ ☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

所得税の確定申告には、スマートフォンやパソコンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも自宅から利用できるため、申告会場に行かずに確定申告ができます。また、マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されます。寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。◎給与所得や公的年金などの源泉徴収票も、自動入力の対象です。

国税庁 確定申告書等作成コーナー



国税庁 マイナポータル連携特設ページ



スマホなどを使った、自宅からの申告が主流になっています

竜ヶ崎税務署での申告

期間 2月17日(月)～3月17日(月)の平日 受け付け8:30～16:00、相談開始9:00～
※3月2日の日曜日は開設

場所 竜ヶ崎税務署 ※駐車場には限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

※左記期間前は、竜ヶ崎税務署内に確定申告会場はありません。所得税・個人消費税・贈与税での申告相談は、事前に電話予約してください。予約なく来署されても対応できません。

■入場方法：以下のいずれかの方法で発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウント(二次元コード)から事前発行
 - ②会場で当日配布
- ※当日は、配布状況によって受け付けを終了する場合がありますため、LINEでの入場整理券の事前取得を推奨します。

国税庁 LINE公式アカウント



■竜ヶ崎税務署の確定申告会場にお越しの方へ

- 確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談を行っています。
- マイナンバーカードを利用して申告する場合は、暗証番号(①数字4桁②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。
- 必要書類が不足する場合は、確定申告ができません。必要書類は2・3ページや、国税庁ホームページなどでご確認ください。